

府中市青少年団体の登録に関する基準

令和4年4月1日

(趣旨)

第1 この基準は、府中市青少年団体の登録及び支援に関する要綱を補足する事項を定めるものとする。

(登録基準の細目)

第2 要綱第3に規定する青少年団体の登録基準の細目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3第1号の「公の支配に属さない団体」とは、国又は公共団体に属する団体ではないことをいう。
- (2) 第3第2号の「継続的かつ計画的に青少年に関する事業を行うこと」とは、次のアからウまでに掲げることをいう。
 - ア 年間を通して事業を実施すること。
 - イ 会員が自主的に活動計画を作成し、運営を行っていること。
 - ウ 青少年の健全育成に資する活動を行っていること。
- (3) 第3第3号の「団体の組織及び活動のための規約」及び「団体活動のための費用に関する規約」は、団体に所属する者の合意により成立しているものでなければならない。

(登録要件の確認書類)

第3 要綱第3に掲げる要件を確認するための書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 規約又は会則
- (2) 活動報告
- (3) 活動計画
- (4) 会員名簿

(行為・活動の禁止事項等)

第4 次の事項に該当する場合は、青少年団体に登録をすることができない。

- (1) 支援目的で故意に団体を分割する行為
 - (2) 要綱第6に掲げる届出を怠った場合
- 付 則

(施行期日)

1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

(府中市青少年団体の登録及び支援に関する登録基準の廃止)

2 府中市青少年団体の登録及び支援に関する登録基準は、廃止する。